

諮問日：平成29年7月6日（平成29年度（情）諮問第11号）

答申日：平成29年12月22日（平成29年度（情）答申第17号）

件名：福岡地方裁判所の内線一覧表等の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「地方裁判所の民事及び刑事についての『主席書記官』及び『次席書記官』の氏名及びその居室について記された書類（名称不明）」の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、別紙の番号を用いて「文書1」などといい、これらを併せて「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し、そのうち文書1及び2の一部を不開示とし、文書3の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が平成29年3月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 文書1及び2に記載されている内線番号等について、内線番号は公務員の職務に関するものであるし、裁判所の電話番号等は個人情報ではないから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当しない。
- 2 文書3について、法5条6号を理由として全部不開示としたことは、不適切である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 文書1及び2のうち内線番号及び勤務形態等の表示については、法5条1号

に規定する個人識別情報に相当する。

また、文書1及び2のうち内線番号、電話番号及びFAX番号については、これらの情報が公になると、職務に関係のない問合せやFAX送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同条6号に規定する不開示情報に相当する。

さらに、文書2について上記のほかには不開示とした部分は、一般の来庁者の出入りが想定されておらず、セキュリティの確保が要請される場所であるから、公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同号に規定する不開示情報に相当する。

2 文書3には、民事首席書記官等の執務室に関する情報が記載されているところ、これらの執務室は、一般の来庁者の出入りが想定されておらず、セキュリティの確保が要請される場所であるから、当該記載部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

また、本件の開示申出の内容からすれば、民事首席書記官等の執務室部分を不開示とした上で、文書3を開示する場合には、不開示部分が民事首席書記官等の執務室であることが明らかになるから、文書3については、全部不開示とすべきである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 平成29年7月6日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月20日  | 本件各対象文書の見分及び審議      |
| ④ 同年12月1日   | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

1 まず、文書1を見分した結果によれば、文書1のうち原判断において不開示とされた部分には、職員の内線番号及び勤務形態等のほか、裁判所の電話番号

及びFAX番号が記載されていることが認められる。

そこで検討すると、職員の内線番号及び勤務形態等の記載部分については、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。そして、同号イからハまでに相当する事情は認められず、氏名が部分開示されているから、部分開示をすることもできない。

また、職員の内線番号並びに裁判所の電話番号及びFAX番号については、これらの情報が公になると、職務に関係のない問合せやFAX送信によって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

したがって、文書1のうち原判断において不開示とされた部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 次に、文書2を見分した結果によれば、文書2のうち原判断において不開示とされた部分には、職員の内線番号並びに裁判所の電話番号及びFAX番号のほか、特定の場所に関する記載があり、当該場所は、一般の来庁者の出入りが想定されておらず、セキュリティの確保が要請されているものと認められる。

そこで検討すると、職員の内線番号並びに裁判所の電話番号及びFAX番号については、文書1と同様に法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。また、そのほかの不開示部分については、その記載内容からすれば、公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

したがって、文書2のうち原判断において不開示とされた部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

- 3 また、文書3を見分した結果によれば、文書3には、民事首席書記官等の執務室に関する情報が記載されていることが認められる。これらの執務室は、一

般人の出入りが想定されておらず、セキュリティの確保が要請される場所であるから、公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

そして、本件の開示申出の内容からすれば、民事首席書記官等の執務室部分を不開示とした上で、文書3を開示する場合には、不開示部分が民事首席書記官等の執務室であることが明らかになるから、文書3は、全部不開示とすべきものである。

- 4 以上のとおりであるから、原判断については、本件各対象文書のうち不開示とした部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口   正                    人

別紙

- 1 福岡地方・簡易裁判所内線一覧表（平成29年1月31日現在）
- 2 刑事部職員配置図（新館2階）（平成29年1月26日現在）
- 3 民事首席書記官，民事次席書記官及び刑事首席書記官の配置図